

◎新潟県告示第820号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群及びずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	355トン